



石川労働局発表
令和6年8月30日(金)

【照会先】
石川労働局労働基準部賃金室
室長 南出 清一
賃金指導官 石間 康時士
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

令和6年度「石川県最低賃金」を改正決定します

51円引上げ 時間額984円に -

業務改善助成金・キャリアアップ助成金の活用を -

石川労働局(局長 やぎ けんいち 健一)は、「石川県最低賃金」について時間額984円(引上げ額51円)に改正決定し、9月5日(木)に官報公示を行います。

これにより、石川県最低賃金は、令和6年10月5日(土)から984円に引き上げられます。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
984円	933円	51円	5.47%	令和6年10月5日(土)

石川県最低賃金は、石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

令和6年10月5日(土)からは、石川県内で事業を営む使用者は、原則として、パートタイム、アルバイトを含む使用するすべての労働者に対して「時間額984円」以上の賃金を支払わなければなりません。

石川労働局では、改正後の石川県最低賃金について、県内の事業場、労働者に広く周知し、履行確保を図っていきます。事業者には、賃金引上げに活用できる業務改善助成金・キャリアアップ助成金等を周知します。また、9月5日(木)から効力発生日の10月5日までを「石川県最低賃金周知強化期間」として以下の取組を行います。

【周知強化期間の主な取組】

関係団体に対する労働局長による要請

- 一般社団法人石川県経営者協会会長への要請
9月12日(木)14:00~(於:金沢商工会議所会館3F協会事務所)
- 日本労働組合総連合会石川県連合会会長への要請
9月12日(木)15:30~(於:石川県勤労者福祉文化会館6F連合会事務所)

要請場面の取材(カメラ入り含め)が可能です。令和6年9月11日(水)16時まで
に上記照会先へご連絡ください。

上記に加え県内使用者団体、石川県社会保険労務士会など計5団体に局長が要請

石川県、県内全市町、使用者団体、労働者団体等の関係機関に対して、広報誌への掲載やポスター掲示依頼などの協力を要請
など

業務改善助成金については、石川労働局雇用環境・均等室(076-265-4429)、キャリアアップ助成金は、石川労働局職業安定部職業対策課(076-265-4428)までお問合せください。